

# 「目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動」実施要綱

## 1 目的

交通事故の防止のため、県民一人ひとりが交通マナーアップと交通ルールの遵守を目指して、交通安全意識の高揚を図る。

## 2 運動期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 3 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

## 4 スローガン

晴れの国 「ゆずる・とまる・まもる」で日本一

## 5 運動の重点目標

- (1) 思いやりとゆずり合いによる交通マナーアップ
- (2) 全ての道路利用者の交通ルール遵守の徹底
- (3) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
- (4) 子どもと高齢者等の安全な通行の確保

## 6 運動の進め方

関係機関・団体等は連携し、県民一人ひとりに交通マナーアップと交通ルール遵守の徹底が定着し、ひいては他県の模範ともなるよう次のとおり運動を進める。

### (1) 交通安全教育の推進

各種講習会、交通安全教室等を通じて、交通ルールの遵守徹底と交通マナーアップについて、周知徹底と習慣付けを図る。

### (2) 県民総ぐるみでの交通ルール遵守の意識付け

地域・学校・家庭・職域等では、あらゆる機会を通じて、交通ルール遵守の徹底の意識付けを図り、違反をしない・させないよう努める。

### (3) 積極的な広報啓発活動等の推進

県及び市町村は、効果的な広報を通じて、本運動への理解と実践を呼びかけるとともに、関係機関・団体等が行う自主的な活動を促す。

関係機関・団体等は、広報啓発重点に沿った積極的な広報啓発活動や街頭活動を展開する。

## 【広報啓発重点】

### ○ ドライバー対象

- ・ 信号機のない横断歩道における歩行者優先
- ・ 信号、合図の遵守、車間距離の保持
- ・ 制限速度はもとより道路状況に応じたスピードダウンの実践
- ・ スマートフォン等の「ながら運転」の禁止
- ・ 日没前のライト点灯と対向車や先行車がない場合のハイビームの使用
- ・ 全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用
- ・ 思いやり、ゆずり合い運転の実践と運転への集中

○ 自転車対象

- ・ 自転車は「車両」であり、自転車利用者は車両の運転者として責任を自覚して自転車ルールを遵守

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

- ・ 昨年までの過去 10 年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約 3.5 倍高いことなどを踏まえ、被害軽減を図り、命を守る観点からヘルメットを着用
- ・ 自転車損害賠償責任保険（共済）への加入

○ 歩行者対象

- ・ 走行車両の直前直後の横断の禁止と横断歩道の使用
- ・ 道路横断時の安全確認の徹底
- ・ LED ライト、夜光反射材等の活用
- ・ 横断歩道の横断時には、接近車両への「アイコンタクト」「手上げ」により、横断の意思表示を实践

7 関係機関・団体等の具体的な取組

関係機関	推 進 項 目
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種広報媒体を活用した広報</li> <li>○ 各種行事、会合等を利用したの広報啓発</li> <li>○ 関係機関・団体等との協働による取組</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 街頭啓発活動、街頭指導の実施</li> <li>○ 広報紙、広報車、有線放送等による広報</li> <li>○ 関係機関・団体等との協働による取組</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通指導取締り・街頭活動の強化</li> <li>○ 各種広報媒体を活用した広報</li> <li>○ 関係機関・団体等との協働による取組</li> <li>○ 各種講習会、交通安全教室を通じての正しい知識の普及と啓発</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員・保護者に対する周知徹底</li> <li>○ 交通安全教室等を通じ、児童・生徒に対する正しい自転車の運転と交通ルール遵守に向けた啓発、指導の推進</li> </ul>
学校園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通安全教室、交通安全教材「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を活用した、子どもの交通事故防止意識の醸成</li> </ul>
上記以外の関係機関・団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員・団体構成員に対する周知徹底</li> <li>○ 機関誌等各種広報媒体を活用した広報</li> <li>○ その他、それぞれの所管及び特性に応じ、本運動の推進のために創意工夫を凝らした活動</li> </ul>